

亀山市告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道の路線を次のとおり認定したので、同法第9条の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成28年7月15日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21897
- 3 路線名 住山11号線
- 4 道路の区間  
(1) 起点 住山町字堤ヶ谷426番1地先  
(2) 終点 住山町字葛城101番地先
- 5 重要な経過地 なし